

山元町監査告示第 2 号

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体の監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

令和7年2月28日

山元町監査委員 齋 藤 忠 裕
山元町監査委員 竹 内 和 彦

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体の監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により下記のとおり報告する。

なお、本監査は山元町監査基準に準拠して実施した。

記

1 日 時 令和7年2月6日（木）午後2時00分

2 場 所 やまもと幼稚園

3 対 象

- (1) 山元町私立幼稚園等運営補助金
- (2) 山元町幼保連携型認定こども園整備事業補助金

4 着眼点

- ・事業計画書等に基づいた執行がなされているか。
- ・補助金は効率的に運用されているか。
- ・会計帳票類が適正に処理されているか。

5 概 要

監査対象団体から事前に提出を求めた資料に基づき、財政援助団体の代表者等から補助金等に係る出納、その他の事務の執行状況等について説明を求め質疑等により監査を実施した。

6 結 果

いずれの補助金についても、交付目的及び事業内容は適正に執行されている。

また、事務処理及び補助事業に係る工事についてもおおむね計画通りに執行され、適正に処理されていると認められた。

現在進行中である幼保連携型認定こども園整備については、4月1日から園児定員95名に対し66名でスタートできる見通しである。今後、本町の子育て推進事業に大きく寄与することが期待されるものであるが、こども園と担当課双方向の情報共有を行い、適切に経営を進めることが重要であるとする。